

東海市告示第64号

令和6年度東海市初回産科受診料支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

東海市長 花田勝重

令和6年度東海市初回産科受診料支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、低所得の妊婦に対し、東海市初回産科受診料支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、経済的負担の軽減を図るとともに、当該低所得の妊婦の状況を継続的に把握し、もってその者の生活を支援することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市販の妊娠検査薬で陽性を確認した者で次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和6年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）が非課税である世帯に属する者

イ アと同様の所得水準であると認められる者

- (3) 次に掲げる事項について同意する者であること。

ア 市が当該者の属する世帯の課税状況について確認すること。

イ 市が必要に応じて、当該者における妊婦健康診査の受診状況、家庭の状況等の情報を医療機関等と共有すること。

(補助対象産科受診)

第3条 補助金の交付の対象となる産科受診（以下「補助対象産科受診」という。）は、産科医療機関において実施する初回の問診、診察、超音波検査及び尿検査（医師の

判断で実施するものに限る。)とする。

2 補助対象産科受診は、補助対象者1人につき2回までとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象産科受診に要する費用とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額(その額が10,000円を超えるときは、10,000円)とする。

2 補助金は、予算で定める額の範囲内において交付する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、東海市初回産科受診料支援補助金交付申請書兼請求書(以下「申請書等」という。)に補助対象産科受診に要した費用の額の分かる領収書及び診療明細書を添えて、令和7年3月31日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び支払)

第7条 市長は、前条の申請書兼請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、東海市初回産科受診料支援補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知後、速やかに補助金を申請者に支払うものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 法令又はこの要綱に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正の行為があったとき。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。